

生駒北学校給食センター運営について

1 運営事業の概要

(1) 事業名

生駒北学校給食センター整備運営事業

(2) 事業方式

PFI 法のBTO (Build Transfer Operate) 方式

事業者が施設の設計及び建設を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理・運営業務を実施

(3) 事業期間

・給食開始日：令和元年9月 4日

・運営期間 : 令和元年9月 1日～令和16年 7月31日

(4) 事業の範囲

設計・建設業務、準備業務、維持管理業務、清掃業務、運営業務（給食調理・配送等）

(5) 参加事業者

株式会社 東洋食品
株式会社 奥村組 関西支店
タニコー株式会社 大阪営業所
株式会社 中西製作所 奈良営業所
株式会社 ホウワ
伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社
NECキャピタルソリューション株式会社
株式会社 楠山設計
パシフィックコンサルタンツ株式会社

令和5年度サービス購入費D及びサービス購入費Eの改定について

1 改定方法について（事業契約書）

事業契約書 別紙2 第3項 サービス購入費の改定

(4) サービス購入費D（固定料金）及びサービス購入費E（変動料金）の改定

イ 改定方法

改定にあたっては、ウの計算方法に基づき各年度4月1日以降のサービス購入費D及びサービス購入費Eを改定する。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。物価改定は1年に1回とする。

ウ 平成N年度の改定方法

平成N年度のサービス購入費は、平成X年9月(前回改定時)の指標と平成(N-1)年9月の指標とを比較して1.5%以上の変動があった場合、平成(N-1)年度のサービス購入費に、平成X年9月の指標と平成(N-1)年9月の指標に基づいて設定した改定率（小数点以下第四位未満は切り捨てる。）を乗じて改定する。なお、第1回目の物価改定は、契約締結日の属する年度の9月と平成30年9月の指標により算定する。

計算方法：平成N年度のサービス購入費の改定方法

$$P_n = P_{(n-1)} \times \text{改定率}_n$$

P_n：平成N年度のサービス購入費

P_(n-1)：平成(N-1)年度のサービス購入費

改定率_n：平成N年度の改定率

$$= \text{平成(N-1)年9月の指標} / \text{平成X年9月(前回改定時)の指標}$$

ただし、「0.985<改定率_n<1.015」の場合、平成N年度のサービス対価は改定しない。

表 サービス対購入費の改定の指標

サービス購入費D (固定料金)	維持管理費相当額	毎月勤労統計賃金指数（厚生労働省） ・就業形態別きまって支給する給与：一般労働者30人以上
	運営費相当額 (光熱費相当分)	消費者物価指数（総務省統計局）： ・電気代（奈良市）
	運営費相当額 (水道費相当分)	消費者物価指数（総務省統計局）： ・水道（生駒市） ※生駒市の水道料金単価に改定があった場合は、市と事業者との間で協議を行い、サービス購入費Dを改定するものとする。
	運営費相当額 (燃料費相当分)	消費者物価指数（総務省統計局）： ・ガス代（奈良市）
	運営費相当額 (光熱水費及び燃料費相当分を除く)	毎月勤労統計賃金指数（厚生労働省） ・就業形態別きまって支給する給与：一般労働者30人以上
	その他費用	改定は行わない
サービス購入費E (変動料金)	各献立料金単価の内、 光熱費相当分の単価	消費者物価指数（総務省統計局）： ・電気代（奈良市）
	各献立料金単価の内、 水道費相当分の単価	消費者物価指数（総務省統計局）： ・水道（生駒市） ※生駒市の水道料金単価に改定があった場合は、市と事業者との間で協議を行い、サービス購入費Eを改定するものとする。
	各献立料金単価の内、 燃料費相当分の単価	消費者物価指数（総務省統計局）： ・ガス代（奈良市）
	同、光熱水費及び燃料費相当分以外の 単価	毎月勤労統計賃金指数（厚生労働省） ・就業形態別きまって支給する給与：一般労働者30人以上

2 参照指数の確認と改定有無の判定

前回改定時の指標と令和4年9月の指標を比較し、1.5%以上の差異が生じるかについて確認した。

毎月勤労統計賃金指数	100.1	平成29年9月	102.8	2.60%	○	1.026
消費者物価指数 （電気代）	101.8	平成29年9月	114.7	12.60%	○	1.126
消費者物価指数 （水道）	-	平成29年9月	-	-	×	1
消費者物価指数(ガス)	99.6	平成30年9月	125	25.50%	○	1.255

※ 改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

従って、物価変動に伴うサービス購入費改定の有無は以下の通りとなる。

サービス購入費D （固定料金）	維持管理費相当額	○
	運営費相当額（光熱費相当分）	○
	運営費相当額（水道費相当分）	○
	運営費相当額（燃料費相当分）	○
	運営費相当額（光熱水費及び燃料費相当分を除く）	○
	その他費用	-
サービス購入費E （変動料金）	各献立料金単価の内、光熱費相当分の単価	○
	各献立料金単価の内、水道費相当分の単価	○
	各献立料金単価の内、燃料費相当分の単価	○
	同、光熱水費及び燃料費相当分以外の単価	○

3 令和5年度サービス購入費支払額

①ー1サービス購入費D（固定料金）（年額）

（単位：円）

項目	改定前（税抜） $P(n-1)$	改定後（税抜） $P_n = P(n-1) \times \alpha$	確定額（税抜）
維持管理費相当額	40,427,000	41,478,122	41,478,122
運営費相当額（光熱費相当分）	19,792,000	22,285,792	22,285,792
運営費相当額（水道費相当分）	19,289,000	19,289,000	19,289,000
運営費相当額（燃料費相当分）	9,787,306	12,283,090	12,283,090
運営費相当額 （光熱水費及び燃料費相当分を除く）	135,816,004	139,347,232	139,347,232
その他費用	8,104,472		8,104,472
合計	233,215,782	234,683,236	242,787,708

②ー2サービス購入費D（固定料金）（1回当たりの金額）

（単位：円）

項目	令和5年4月～ 令和5年6月支払分	令和5年7月～ 令和5年9月支払分	令和5年10月～ 令和5年12月支払分	令和6年1月～ 令和6年3月支払分
維持管理費相当額	10,369,547	10,369,525	10,369,525	10,369,525
運営費相当額（光熱費相当分）	5,571,448	5,571,448	5,571,448	5,571,448
運営費相当額（水道費相当分）	4,822,250	4,822,250	4,822,250	4,822,250
運営費相当額（燃料費相当分）	3,070,789	3,070,766	3,070,766	3,070,769
運営費相当額 （光熱水費及び燃料費相当分を除く）	34,836,817	34,836,805	34,836,805	34,836,805
その他費用	2,026,118	2,026,118	2,026,118	2,026,118
合計	60,696,969	60,696,912	60,696,912	60,696,915

③ー1サービス購入費E（変動料金） 小学校献立料金単価（1食当たりの単価）

（単位：円）

項目	改定前（税抜） AP_x	改定後（税抜） $AP_t = AP_x \times \alpha$	確定単価（税抜）
運営費相当額（光熱費相当分）	0.00	0.00	0.00
運営費相当額（水道費相当分）	0.00	0.00	0.00
運営費相当額（燃料費相当分）	0.00	0.00	0.00
運営費相当額 （光熱水費及び燃料費相当分を除く）	7.30	7.48	7.48
合計	7.30	7.48	0.00

③ー2サービス購入費E（変動料金） 特別食料金単価（1食当たりの単価）

（単位：円）

項目	改定前（税抜） AP_x	改定後（税抜） $AP_t = AP_x \times \alpha$	確定単価（税抜）
運営費相当額（光熱費相当分）	0.00	0.00	0.00
運営費相当額（水道費相当分）	0.00	0.00	0.00
運営費相当額（燃料費相当分）	0.00	0.00	0.00
運営費相当額 （光熱水費及び燃料費相当分を除く）	91.49	93.86	93.86
合計	91.49	93.86	0.00

※一食あたりの単価に小数点以下第2位未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

※変動料金については、食数の合計に1食当たりの単価（消費税及び地方消費税を除く）を乗じた額とする。